

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の  
見直しに関する提言（答申）（案）

平成25年10月 日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

－ 目 次 －

提言にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する考え方

(1) 見直しの判断材料

(2) 検討結果

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会が出された意見（抜粋）・・・・ P 3

1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

2. 条例制定後の検証

3. 地域コミュニティ政策について

(1) 奈良市の現状について

(2) 地域コミュニティ政策全般について

(3) 地域自治協議会について

(4) 本条例への明記について

(5) 結論として

4. NPO政策について

(1) (仮称) 市民提案制度について

(2) 非営利公益市民活動促進基金について

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況

2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の名簿

－ 提言にあたって －

地方分権が進み、社会経済の状況が変化してきたことにより、市民生活もさまざまな課題に直面しています。多様化した市民ニーズに応えるためには、行政だけでは限界があり、様々な主体が「参画」と「協働」を通して、共にまちづくりを進める体制をつくっていく必要があります。

奈良市では、市全体としての様々な取り組みを、より具体的に市民の間に広げ、恒久的に奈良市の仕組みとして定着させるために、平成21年7月1日に奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例を施行されました。

本条例は、社会情勢や経済状況などの変化により、本条例の定める内容と実態が合わなくなった場合、改正が必要とされることが考えられることから、施行後、5年を超えない範囲で条例の規定について検討し、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」の意見に基づき、見直しを行うこととしておりました。そのことから、本年度、5回の審議会を開催し、本条例に基づく取り組み状況を踏まえながら熟慮を重ねて参りました。

具体的には、「地域コミュニティ政策」と、「NPO政策」の2点を中心に議論を行う過程で、「地域コミュニティ政策」については、奈良市自治連合会の中に、『地域自治協議会検討委員会』を設置され、議論を進めていただいております。平成26年2月に中間報告を頂くことになりました。つきましては、今後はその議論の経緯を見守り、地域の機運の醸成状況を見た上で、本条例の改正に係る議論を行っていく必要があります。今後もこれらの課題について議論を続けていき、本条例の改正が必要となり次第、迅速に手続きを進めて頂きたいと考えております。

奈良市におかれましては、この提言の趣旨をしっかりと受け止めていただき、他の意見も含め、参画と協働のまちづくりの推進にあたっていただきたいと思います。そして、多くの世界遺産を有する奈良の文化を未来に引き継ぎ、住みよいまちにするために、これまで以上に市民参画と協働によるまちづくりが行われることを期待します。

平成25年10月 日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会  
会長 澤井 勝

## － 提 言 －

### 1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する考え方

#### (1) 見直しの判断材料

本審議会では、①「奈良市内の社会情勢」、②「奈良市市民参画および協働によるまちづくり条例に基づく取り組みの状況確認」、③「他自治体の動向」の3つの視点から検証し、検討を行いました。

まず、①「奈良市内の社会情勢」については、奈良市自治連合会をはじめとする市民公益活動団体関係者からのご意見をいただきました。

②「奈良市市民参画および協働によるまちづくり条例に基づく取り組みの状況確認」については、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画や協働事業調査に基づく地域活動推進課や地域教育課などの事例報告をもとに、本条例制定後から4年間の奈良市における「参画」及び「協働」に対する取り組み状況について各審議会委員と行政の両面から検証を行いました。

そして、③「他自治体の動向」については、中核市及び全国の先進的な事項を盛り込んでいる自治体の条例を参考にするとともに、近隣の先進市の視察や聞き取り調査を通して、検討項目等整理表などにより概要や具体的な取り組み内容の比較を行い、議論を深めました。

#### (2) 検討結果

地域コミュニティ政策について、本条例の見直しをきっかけに、奈良市自治連合会の中に地域自治組織を旨とした「地域自治協議会」を設置するための検討委員会も立ち上がりました。

また、これまでの議論の中で、「奈良市の様々な取り組みにおいて市民参画及び協働が少しずつではあるが確実に進められている」ことを確認するとともに、「地域コミュニティ政策」と「NPO 政策」についても条例の中に明記すべきであるという結論に至りましたが、そのタイミングについては、地域自治協議会検討委員会からの報告を受けてから決めることいとしたいと考えております。

本条例において地域コミュニティ政策とNPO政策が両輪となり、「参画」及び「協働」が単なる流行ではなく行財政改革として、住民と行政の双方が知恵と力を出し合い互いに補完し合いながら、奈良市を活性化していくことを願っております。

## 1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

- ・奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針では、ボランティアやNPO団体をベースに議論をしていたが、その後、地域地縁型の市民団体も対象にすべきではないかという意見があり、本条例が策定された。よって、地域地縁型組織もNPO団体も、双方とも協働のパートナーである。
- ・本条例に、コミュニティ支援をどう加えていくかを議論し、コミュニティ支援とNPO支援を併記して扱うことが良いと思う。
- ・今回は、地縁型の頑張っている市民の志を、本条例でどこまで取り入れるかという事を表明できる良い機会である。また、地域地縁型組織とNPOを結び合わせる構想まで奈良市が持っているということを出す機会でもある。
- ・「行政改革」は終わり、今後は市民と行政と一緒に「自治体改革」を行っていくという発想である。
- ・参画協働は、奈良市を活性化・再生させていく究極的な手法である。行政経営に市民が参画協働することと、市民社会経営に行政が支援し参加していくことの相互乗り入れが必要である。住民自治の改革と活性化を図るために、住民と行政の双方が力を出し合い相互乗り入れをはかることが、参画協働条例の本義だと思う。

## 2. 条例制定後の検証

- ・本条例が無ければ市民との参画協働は全く進んでいなかったと思う。そのため、条例の施行は高く評価している。ただ、全国共通の問題であるが、協働担当部署が苦勞している一方で、市民との協働事業が思ったよりも進んでいないという状況にある。
- ・これまで、どのようにすれば、行政内部に協働が浸透するかについて、本推進計画の進捗状況を中心に議論を行ってきた。地域レベルでは前進しているが、第一線で活動している市民には条例が届かなかったと感じる。
- ・現在本条例の見直しをきっかけに、協働推進課だけではなく、地域活動推進課や地域教育課も共に議論していただくまで発展している。今後は福祉の分野をどう巻き込んでいけるかが課題であると思う。

## 3. 地域コミュニティ政策について

### (1) 奈良市の現状について

- ・奈良市がこれまでに実施してきたコミュニティ対策を、どう活かせば良いか考える必要がある。
- ・協議会は住民自治が実態化したものなので、住民がリーダーシップをとるのが当然だと思う。市役所が言うから仕方なしにやるということではない。

## (2) 地域コミュニティ政策全般について

- ・地域の多様性を重視しながら議論を行う必要がある。
- ・福祉、環境などテーマ型のコミュニティも大切にしたい方がよい。各課でテーマに基づくコミュニティ政策を持つ必要がある。
- ・行政側も、その地域を専門に支援する地域担当職員について考えていかなければならない。
- ・立場や文化の違いや、行政の仕組みを伝える地域コーディネーターの役割も必要である。

## (3) 地域自治協議会について

- ・はじめはゆるやかに既存の団体から連携していく。その後、地域をどうしていくかについて、各地区でまちづくり計画のような将来ビジョンをつくる。その上で、市がやること、住民がやること、協働でやることを整理する。将来は、コミュニティビジネスでの地域雇用を生み出したり、明治時代のように村役場のような近隣政府をつくって住民票を発行することなども考えられる。そのような強いコミュニティをつくっていく。
- ・中学校区単位では形式的になりやすい。顔も名前も分かり日常的に挨拶を交し、心も分かりあえるのは小学校区単位以下であるため、小学校区単位で行うべきである。
- ・老人会など自治会組織から独立した団体も今後は一緒になり、小学校区を単位にみんなで団結していこうとする考え方である。
- ・幅広く活動しているのが自治連合会であるが、どの地域もリーダーシップをとっている団体が自治連合会というわけではないため、全地域一律に議論することはできない。
- ・現在、地域の各種団体は市役所の個々の課とつながっているが、今後は地域にある団体が連携して一つの組織となって行政に関わっていくことになるため、行政も縦割りではなく横の連携システムをつくることで、効率的・効果的に対応できるようになる。
- ・自治連合会がない地域は、新しく仕組みを作る絶好の機会であり、協議会にも様々なバリエーションがあるという事を理解してもらう必要がある。
- ・奈良市自治連合会としても、地域の窓口を一本化して事務局のようなものを作りNPOとも一緒になって進めていきたい。

## (4) 本条例への明記について

- ・無理に地域自治協議会を設立するのではなく、努力目標とするのがよい。ただし、1つの小学校区に1つの協議会になるような歯止めは必要である。
- ・方向性だけ明記する方法もある。
- ・正式名称だけ決めて「地域の総意によって認定された協議会を作ることができる」又は「市長は協議会の条件が満たされていると認定するものとする」と一文だけ書き、細目については「規則によって定める」とする方法もある。

#### (5) 結論として

- ・奈良市自治連合会の中にコミュニティ政策について議論するための『地域自治協議会検討委員会』が設置された。そこで月に1回委員会が開催され、平成26年2月に検討委員会から中間報告が出される。
- ・従って、審議会としては、奈良市自治連合会からの意見を尊重し、『地域自治協議会検討委員会』からの報告を待ってから、本条例をどの様に改正するかについて検討を行うこととする。

### 4. NPO政策について

#### (1) (仮称) 市民提案制度について

- ・市民提案制度は、市民の力をどう引き出すかという点で、重要な制度であるので、制度設計も含めて、改めて議論をする必要がある。
- ・形態は、①行政事業に対する市民の提案、②行政側が市民に逆提案（行政提案型の事業）、③市民社会型に対する市民提案の市民公益活動の3つが考えられる。
- ・市民に行政への参画を促す意味において、シンボリックな事業であり、実施することに意義がある。市民提案型か行政提案型かについては大きな問題ではない。
- ・市を助けてもらう観点と、コミュニティビジネスを育てる観点の両方を考える必要がある。
- ・協働の啓発と共に実施しないと広がらない。
- ・条例への明記については、規則委任とすれば良い。

#### (2) 非営利公益市民活動促進基金について

- ・「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金」を、地域コミュニティ及びNPOの支援として運用すれば良いと思う。

－ 参考資料 －

1. 平成25年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況

回	時期	内容	出席委員数	傍聴者数
第1回 委嘱式	5月10日(金)	①市長挨拶 ②会長及び副会長の選出 ③本条例制定の経緯について ④地域での取り組みについて ・地域で決める学校予算事業 ・放課後子ども教室推進事業 ⑤本条例見直しのスケジュールについて ⑥他先進自治体の報告 ⑦本条例見直しの論点について ⑧地域コミュニティ政策について	9人	—
第2回	6月25日(火)	①本条例制定からの総括 ②地域コミュニティ政策について ③NPO政策について ・(仮称)市民提案制度 ・非営利公益市民活動基金	10人	—
第3回	7月30日(火)	①地域コミュニティ政策について ②NPO政策について ・(仮称)市民提案制度	9人	—
第4回	8月29日(木)	①地域コミュニティ政策について ②NPO政策について ・(仮称)市民提案制度	9人	1人
第5回	10月30日(水)	①提言について		

## 2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の名簿

平成25年10月 日現在

	氏名	職名
会長	澤井 勝	奈良県地方自治研究センター 理事長
副会長	中川 幾郎	帝塚山大学大学院 法政策研究科 教授
委員	伊藤 俊子	奈良市女性防災クラブ連合会 会長
委員	梅林 聰介	奈良市自治連合会 理事
委員	辻中 佳奈子	弁護士
委員	中川 直子	(株) 奈良シティエフエムコミュニケーションズ (ならどっとFM) 取締役局長
委員	福尾 和子	奈良市社会福祉協議会 事務局次長
委員	室 雅博	(社) 奈良まちづくりセンター 理事長
委員	渡邊 新一	会社役員

敬省略 五十音順